

第532回岡山海区漁業調整委員会
議事録

令和3年7月30日（金）

【第532回岡山海区漁業調整委員会】

1 日 時 令和3年7月30日（金）13時40分～14時02分

2 場 所 ピュアリティまきび
岡山市北区下石井二丁目6番41号

3 出席者

[委 員]

会 長	井本 瀧雄		
副 会 長	淵本 重廣		
委 員	栗田 睦	小谷 基	
	佐上 一彦	柴田 悟	
	豊田 安彦	平田 晋也	
	藤井 義弘	松本 正樹	
	三宅秀次郎		

計11名

[水産課] 水産課長 石飛 博敏 総括副参事 濱崎 正明
副 参 事 栢野 正敏 技 師 角田 成美

[事務局] 事務局長 高田 豊和 副 参 事 樫東 裕子

4 審議事項

- 第1号議案 公聴会の意見とりまとめについて
(結果) 利害関係人からの意見なし
- 第2号議案 漁場計画の樹立について
(結果) 原案どおり承認
- 第3号議案 知事許可漁業の定数の変更について
(結果) 原案どおり承認
- 第4号議案 知事許可漁業の制限措置の設定について
(結果) 原案どおり承認
- 第5号議案 漁業許可の有効期間の短縮について
(結果) 原案どおり承認

5 内 容

【高田局長】

それでは、引き続きまして第532回岡山海区漁業調整委員会を開催させていただきます。

本日の出席委員は11名で、過半数の委員出席となっておりますので、漁業法第145条第1項の規定により、この委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。それでは、井本会長、議事の進行をよろしくお願いします。

【井本会長】

それでは、議事に入ります前に、議事録の署名委員さんを指名させていただきます。栗田委員、松本委員、よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。第1号議案「公聴会の意見取りまとめについて」ですが、公聴会を開催しましたが、利害関係人の出席はなく、意見もありませんでした。

続いて、第2号議案「漁場計画の樹立について」ですが、漁場計画案については、前回7月6日の委員会で説明がありましたので、本日は説明を省略し、各委員の皆様方からの御意見、御質問を受けたいと思います。

【全委員】

意見なし。

【井本会長】

特にないようですので、委員会資料8ページの答申案のとおり答申してよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【井本会長】

それでは、案のとおり答申することとします。今後の手続き等について説明をお願いします。

【栢野副参事】

失礼します。水産課漁政班の栢野と申します。今後の手続きについて説明いたします。資料の9ページをお開きください。漁業協同組合、岡山県、海区漁業調整委員会の3段に分けて、手順を示しています。委員会の段の真ん中のところ、本日7月30日の委員会での審議・答申を受けて8月中旬に漁場計画を県公報で公示します。公示の後、免許申請を行おうとする漁協は、漁業権免許の申請と行使規則の認可申請を県に提出します。この申請は、公示から50日以内に期限を設定しています。行使規則の認可申請は、内容を精査して免許日までに認可をします。漁業権の免許については漁業法第70条で、海区漁業調整委員会の意見を聴くこととなっております、内容については改めて諮問をさせていただきます。委員会での審議・答申を受けて、11月中旬には免許という流れになっておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

【井本会長】

ただいま説明を受けた件につきまして、何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

【全委員】

意見なし。

【井本会長】

特になければ次の議題に移ります。第3号議案「知事許可漁業の定数の変更について」審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

【高田局長】

お手元の資料の10、11ページを御覧ください。令和3年7月9日付けで知事から「知事許可漁業の定数の変更について」諮問がまいっております。岡山県漁業許可方針及び取扱方針2（6）の規定により、県が漁業の許可をすることができる最大数を定める際に、当委員会の意見を求めるという案件でございます。詳細につきましては、水産課から説明させていただきます。

【角田技師】

水産課漁政班の角田と申します。資料の10ページを御覧ください。知事許可漁業の定数の変更について説明いたします。これは、岡山県漁業許可方針及び取扱方針2（6）に基づき、知事が許可をすることができる最大数の設定について、お諮りするものです。続いて資料の12ページを御覧ください。今回、定数を再設定する漁業種類は、笠岡本土地区のたこつぼなわ漁業と点火ほこ突漁業です。操業区域、漁業時期は記載のとおりで、現在の定数はどちらも2統、実際の許可件数も2統となっています。それぞれの漁業種類で新規就業者が1人ずつおり、現在ある許可は十分利用されている状況であるため、それぞれの定数に1統追加して合計3統とするものです。地区内及び操業に係る地区間の調整は図られております。説明は以上となります。以上、御審議の程をよろしく申し上げます。

【井本会長】

ただ今説明を受けた件につきまして、何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

【全委員】

意見なし。

【井本会長】

特にないようですので、お諮りいたします。13ページに答申案を付けておりますが、案のように答申してよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【井本会長】

御異議がないようですので、案のとおり答申することといたします。続きま

して、第4号議案「知事許可漁業の制限措置の設定について」事務局から説明をお願いします。

【高田局長】

第4号議案について御説明いたします。お手元の資料14、15ページを御覧ください。令和3年7月9日付けで知事から会長あてに「知事許可漁業の制限措置の設定について」諮問がまいっております。岡山県海面漁業調整規則第12条第3項の規定により漁業の許可を行う際に必要となる「制限措置の内容及び申請すべき期間」を定める場合に当委員会に意見を求めるという案件でございます。内容について水産課から説明させていただきます。

【角田技師】

知事許可漁業の制限措置の設定について説明いたします。14ページの下の方に、岡山県海面漁業調整規則の抜粋がございますが、この規則第12条の規定により知事が新たに許可をしようとするときは、制限措置と許可を申請すべき期間を定め公示することとなっております、その公示内容について海区漁業調整委員会の意見を伺うこととなっております。今回、この規定に基づき新規許可をする漁業の制限措置等の内容についてお諮りします。

では16ページを御覧ください。こちらに公示の内容を記載しております。1の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数その他の制限措置とありますが、こちらは下の別表を御覧ください。今回の許可は笠岡本土地区に元々はなかったあなごかごなわ漁業を新規許可するもので、この地区の漁業者が増収を図るために操業を希望しているものです。操業区域は笠岡市地先海面のうち17ページの指定海域に限り、漁業時期は4月1日から11月30日まで、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は定めなし、許可をすべき船舶の数は2統です。漁業を営む者の資格、つまり、申請できる者の資格については記載のとおりです。これらの制限措置については地区内及び操業に係る地区との調整は十分図られております。また、2の許可又は起業の認可を申請すべき期間については8月9日から9月10日までの1ヶ月間を設けております。説明は以上となります。御審議の程をよろしくをお願いします。

【井本会長】

ただ今説明を受けた件につきまして、何か御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

【全委員】

意見なし。

【井本会長】

特にないようですので、第4号議案「知事許可漁業の制限措置の設定について」お諮りいたします。22ページに答申案を付けておりますが、案のように答申してよろしいでしょうか。

【全委員】

意義なし。

【井本会長】

御異議がないようですので、案のとおり答申することといたします。続いて、第5号議案「漁業許可の有効期間の短縮について」事務局から説明をお願いします。

【高田局長】

第5号議案について御説明いたします。お手元の資料19、20ページを御覧ください。令和3年7月9日付けで知事から会長あてに「漁業許可の有効期間の短縮について」諮問がまいっております。岡山県海面漁業調整規則第16条第2項の規定により、漁業の許可の有効期間を短縮する場合に当委員会に意見を求めるという案件でございます。内容について水産課から説明させていただきます。

【角田技師】

漁業許可の有効期間の短縮について説明いたします。19ページに岡山県海面漁業調整規則の抜粋がございます。この規則の第16条第1項の規定により漁業許可の有効期間は3年とすることとなっておりますが、同条第2項に、知事は漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、第1項の3年より短い期間を定めることができるようになっております。

では20ページをお開きください。先程の規定に基づき漁業調整上許可の有効期間を1年以内とする必要がある漁業許可についてお諮りします。今回諮問する漁業許可は21ページに載せております。このあなごかごなわ漁業は先ほど第4号議案でお諮りした笠岡本土地区の新たな漁業許可です。1年許可を3年続けて状況を確認し、問題なければ、以後は3年許可とする予定でございます。以上、御審議の程よろしく申し上げます。

【井本会長】

ただ今説明を受けた件につきまして、何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

【全委員】

意見なし。

【井本会長】

特にないようですので第5号議案「漁業許可の有効期間の短縮について」お諮りいたします。22ページに答申案を付けておりますが、案のように答申してよろしいでしょうか。

【全委員】

意義なし。

【井本会長】

御異議がないようですので、案のとおり答申することといたします。以上で

本日の議事は終了しましたが、事務局から何かありますか。

【樫東副参事】

次回の委員会の開催予定についてお伝えいたします。本日、第2号議案で御審議いただいた漁業権の関係で10月下旬から11月上旬に次回の委員会の開催を予定しております。

【井本会長】

他によろしいですか。それでは、これをもちまして第532回岡山海区漁業調整委員会を閉じさせていただきます。御協力ありがとうございました。

終了時刻：14時02分